

# 介護保険制度改正のお知らせ

地域のみなさんの身近な相談窓口

## 地域包括支援センターをご存知ですか？

地域包括支援センターは、高齢の方が「いつまでも住み慣れたみうらで自分らしく暮らすため」に、市役所や三崎保健福祉事務所、民生委員さんなどの地域の方々と協力しています。地域包括支援センターが行う、皆さんの暮らしを支える3つの仕事を紹介します。

ぜひ、お気軽にご利用ください！



### その 1 高齢の方や家族の方、地域の方の相談窓口です

(総合相談支援・権利擁護業務)

社会福祉士が専門的な知識を持って、皆さんの相談に応じます。

高齢の方が安心して地域で暮らせるような支援、いろいろな制度やサービスの利用についての相談に対応します。また、高齢の方の状況の把握も行い、状況に応じた支援をします。

### その 2 地域の介護サービス事業に関わる方を支援するための窓口です

(包括的・継続的マネジメント業務)

主任ケアマネジャーが、ケアマネジャーさんやヘルパーさんなどへの支援を行います。相談窓口の設置や利用者支援のための協力体制づくり、様々な内容の研修会、情報交換などを通して支援します。

### その 3 介護予防のための、いろいろなサービス利用をお手伝いします

(介護予防ケアマネジメント業務)

看護職が、介護予防に必要なサービスの利用やご自宅での介護予防について、一緒に考え支援します。いろいろな専門職と協力しながら、対象者1人1人の状態に合わせた支援を行えるよう調整します。

介護認定で要支援1又は2になった方への支援（ケアプラン作成など）も行っています。

問合せ 地域包括支援センター(市立病院前 地域福祉センター内)  
〒238-0236 三浦市栄町23-13 ☎882-1066

## 地域密着型サービスの創設

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加してきていることを踏まえ、介護が必要になったとしても、できる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるようにする観点から、「地域密着型サービス」が創設されました。このサービスは、市町村(保険者)が地域の実情などを考慮しながら、事業所の指定を行います。そして、このサービスの利用は、その事業所が所在する市町村の住民に限られます。地域密着型サービスは次の6種類です。

小規模多機能型居宅介護(介護予防含む).....「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせる利用することができます。

夜間対応型訪問介護.....夜間、ヘルパーさんが定期的に巡回訪問をすることに加え、通報時には随時必要な介護やお世話を受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....定員29人以下の特別養護老人ホームです。

地域密着型特定施設入居者生活介護.....定員29人以下の有料老人ホームです。

認知症対応型通所介護(介護予防含む).....認知症の方専用のデイサービスです。

認知症対応型共同生活介護(介護予防含む).....認知症の方専用の共同生活を営む住居で、グループホームと呼ばれています。

問合せ 高齢介護課(☎内線352・354)